

社会福祉法人新潟県共同募金会長岡市共同募金委員会共同募金助成要綱

制定：平成 26 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長岡市内にて社会福祉の増進に寄与することを目的に活動する団体等に対し、共同募金の助成を公正に行うため、助成の基準や手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第 2 条 助成対象団体は、長岡市内で社会福祉事業活動を実施する営利を目的としない社会福祉法人、地区社会福祉協議会・地区福祉会、自治会等の地域団体、福祉団体及びボランティア団体等とする。

(助成対象事業)

第 3 条 長岡市内において次の社会福祉活動を推進する事業の経費を助成の対象とする。

- (1) 高齢者の地域生活を支えるための活動
- (2) 障害者の就労と地域生活を支えるための活動
- (3) 子育てを支援するための活動
- (4) 安心・安全なまちづくりを支援するための活動
- (5) ボランティア活動・育成を支援するための活動
- (6) その他地域福祉活動の推進に寄与するための活動

2 次に掲げるものは助成の対象としない。

- (1) 介護保険事業、営利活動、選挙活動、政治活動、宗教活動
- (2) 飲食代が主体となる事業
- (3) 会員への配付を目的とした機関紙等の発行事業
- (4) 会員、構成員同士の親睦のみを目的としたもの
- (5) 他団体又は下部組織への助成を目的としたもの
- (6) 助成金以外の財源により当該活動が実施できるもの
- (7) その他助成対象事業と認められないもの

(助成金の額)

第 4 条 助成金の交付基準額は別表によるものとする。

(助成金の申請)

第 5 条 助成金交付申請書は、別記共募第 1 号様式を長岡市共同募金委員会（以下、「本会」という。）が定める期限までに、別に定める書類を添付し、新潟県共同募金会長岡市共同募金委員会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

2 助成金事業完了報告書は、別記共募第 2 号様式とし当該事業が終了した後 14 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに会長に提出しなければならない。

(助成の審査)

第 6 条 前条第 1 項の申請があった場合、長岡市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、その結果を新潟県共同募金会へ報告する。

(助成の決定)

第7条 助成団体への助成金の決定は、新潟県共同募金会から本会へ地域助成の決定があつてから「助成決定通知書」により通知する。

(助成金の交付)

第8条 本会が主催する助成決定交付式終了後に交付する。

(助成対象事業の変更)

第9条 助成決定後、やむを得ない事情により申請した事業の内容を変更しなければならないときは、事前に「変更申請書」を会長に提出して、承認を得なければならない。

(助成対象団体の責務)

第10条 助成交付を受けた団体は、事業の実施にあたり「赤い羽根共同募金」の助成であることを本会が指定する方法により明示しなければならない。

2 助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、積極的に参画、推進しなければならない。

(助成金の停止又は返還)

第11条 助成を受けた団体が事業を中止、廃止し又は交付条件に違反したときは、助成の停止、減額又は返還を命ずることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。